

(参考)新旧対照表(ST2012 第1部)

現行	改定
<p>4.15 安定性及び過荷重の要求事項</p> <p>4.15.1 乗物玩具及び座席の安定性</p> <p>4.15.1.1 から 4.15.1.3 までの要求事項は、60 ヶ月未満の子供を対象とした乗物玩具及び座席付きの静止玩具(プレイ家具など)に適用する。</p> <p>通常安定した土台のない、球形、円筒形又はその他の形状の乗物玩具(例えば玩具の自転車及び類似の玩具)は、これらの要求事項の対象とはされない。</p> <p>4.15.1.1 横方向の安定性、安定のために足が着く場合(足蹴り式の乗物玩具等) 乗物玩具又は座席の付いた静止玩具で、子供の下肢又は両足、又はその両方が横方向の動きに関して拘束されておらず、安定させるために用いることができる場合には、5.12.2(安定性試験、安定のために足が着く場合)に従って試験したときにひっくり返ってはならない。 (参考資料 25. 参照)</p> <p>4.15.1.2 横方向の安定性、安定のために足が着かない場合(ペダル式の乗物玩具、揺り木馬、シーソー等) 乗物玩具又は座席の付いた静止玩具で、玩具の自動車のように両側から囲まれているなどにより、子供の下肢又は両足、又はその両方が横方向の動きに関して拘束されている場合には、5.12.3(安定性試験、安定のために足が着かない場合)に従って試験したときにひっくり返ってはならない。 (参考資料 25. 参照)</p>	<p>4.15 安定性及び過荷重の要求事項</p> <p>4.15.1 乗物玩具及び座席の安定性</p> <p>4.15.1.1 から 4.15.1.3 までの要求事項は、60 ヶ月未満の子供を対象とした乗物玩具及び座席付きの静止玩具(プレイ家具など)に適用する。</p> <p>通常安定した土台のない、球形、円筒形又はその他の形状の乗物玩具(例えば玩具の自転車及び類似の玩具)は、これらの要求事項の対象とはされない。<u>揺り木馬は、これらの要求事項を適用する。</u></p> <p><u>4.15.1.4 の要求事項は、60 ヶ月未満の子供を対象とした、子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものに適用する。ただし、室内で用いる空気入ビニール製品には、この要求事項は適用しない。</u></p> <p>4.15.1.1 横方向の安定性、安定のために足が着く場合(足蹴り式の乗物玩具等) 乗物玩具又は座席の付いた静止玩具で、<u>座席の高さが地上から 27cm 以上あり</u>、子供の下肢又は両足、又はその両方が横方向の動きに関して拘束されておらず、安定させるために用いることができる場合には、5.12.2(安定性試験、安定のために足が着く場合)に従って試験したときにひっくり返ってはならない。 (参考資料 25. 参照)</p> <p>4.15.1.2 横方向の安定性、安定のために足が着かない場合(<u>電動</u>式の乗物玩具、揺り木馬等) 乗物玩具又は座席の付いた静止玩具で、玩具の自動車のように両側から囲まれているなどにより、子供の下肢又両足、又はその両方が横方向の動きに関して拘束されている場合には、5.12.3(安定性試験、安定のために足が着かない場合)に従って試験したときにひっくり返ってはならない。 (参考資料 25. 参照)</p>

4.15.1.3 前後の安定性 (略)

4.15.1.3 前後の安定性 (略)

4.15.1.4 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性

子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のもの(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)は、5.12.4A(子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性試験)に従って試験したとき、ひっくり返ってはならない。

4.15.2 乗物玩具及び座席の過荷重

乗物玩具、座席付き静止玩具、及び子供の全体重又はその一部を支えるよう設計された玩具(滑り台、ベビージム等)は、5.12.5(乗物玩具及び座席の過荷重試験)及び 5.22.4(車輪付き乗物玩具の動的強度試験)に従って試験したときに、潰れてはならない。

製造者は、動的条件下で座席及び座席の支柱に対する強度を考慮することが推奨される。

(参考資料 27. 参照)

(略)

4.15.2 乗物玩具及び座席の過荷重

乗物玩具、座席付き静止玩具、及びその他の子供の全体重又はその一部を支えるよう設計された玩具(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)は、5.12.5(乗物玩具及び座席の過荷重試験)及び 5.22.4(車輪付き乗物玩具の動的強度試験)に従って試験したときに、潰れてはならない。

製造者は、動的条件下で座席及び座席の支柱に対する強度を考慮することが推奨される。

(参考資料 27. 参照)

(略)

4.23 音響玩具

(略)

この項の要求事項は以下には適用しない。

(略)

・イヤホン・ヘッドホンから放出される音

4.23 音響玩具

(略)

この項の要求事項は以下には適用しない。

(略)

・イヤホン・ヘッドホンから放出される音  
・販売後にインターネット等を通じて追加される音

5.12 安定性及び過荷重試験(4.15 参照)

(略)

5.12.3 横方向の安定性試験、安定のために足が着かない場合 (4.15.1.2 参照)

5.12.2(安定性試験、安定させるときに下肢を使用する場合)に従って試験を行う。ただし、傾斜については、水平面に対し(15<sup>+0.5</sup><sub>0.0</sub>)° 傾斜させること。荷重をかけてから1分以内に玩具がひっくり返るかどうかを観察する。

5.12.4 前後の安定性試験 (4.15.1.3 参照)

乗物玩具は、ハンドルを下記について試験する。

a) 前方方向の位置、及び

b) 前方方向で左に約 45° の角度、及び

c) 前方方向で右に約 45° の角度。

揺り木馬については、弓の限界まで動かす。

(略)

5.12 安定性及び過荷重試験(4.15 参照)

(略)

5.12.3 横方向の安定性試験、安定のために足が着かない場合 (4.15.1.2 参照)

5.12.2(安定性試験、安定のために足が着く場合)に従って試験を行う。ただし、傾斜については、水平面に対し(15<sup>+0.5</sup><sub>0.0</sub>)° 傾斜させること。荷重をかけてから1分以内に玩具がひっくり返るかどうかを観察する。

5.12.4 前後の安定性試験 (4.15.1.3 参照)

乗物玩具は、ハンドルを玩具が最も転倒しそうな位置にして試験する。

揺り木馬については、弓の限界まで動かす。

(略)

5.12.4A 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性試験 (4.15.1.4 参照)

水平面から 10° ±1° 傾斜した滑らかな面に、子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のもの(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)を置く。子供が立ったり座ったりする面に、50kg の荷重をかける。玩具がひっくり返るかどうか調べる。